年　　月　　日

熊本県知事　様

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度　登録申請書

　ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度登録者募集要項（2020年度就職者対象）に基づき登録したいので、申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな |  | フルネームを記入してください。 |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　　　月　　　日生（　　　　）歳 | 年齢は、2019年4月1日時点での満年齢を記入してください。 |
| 現住所 | 〒 | 申請日時点での住所を記入してください。 |
| 電話番号 |  | 確実に連絡可能な電話番号を記入してください。 |
| メールアドレス |  | 確実に連絡可能なメールアドレスを記入してください。 |
| 新卒者等の該当 | 種別 | □ア　新卒予定者募集要項１（１）「基本的要件」の①をよく確認してください。□イ　既卒者□ウ　社会人経験者（県外）□エ　ア～ウに準じる者 | 募集要項１（１）①を確認し、あてはまるものを１つ塗りつぶしてください。 |
| 在学校又は卒業校(最終学歴) | 種別 | □大学院・６年制大学　□４年制大学　□その他 | あてはまるものを１つ塗りつぶしてください。 |
| 名称 |  | 学校名、学部・学科名、専攻等まで記入してください。 |
| 所在地 |  | 現在在学中又は卒業時のキャンパスについて記入してください。 |
| 卒業（予定）年月 | □現在在学中（　　　　年　　月卒業予定）□既に卒業　（　　　　年　　月卒業） | あてはまるものを１つ塗りつぶし、（　）内の年月を記入してください。 |
| 職歴 | 職歴の有無 | □職歴あり　□職歴なし　※在学中のアルバイト等は職歴には含みません。 | あてはまるものを１つ塗りつぶしてください。 |
| 現在又は直近の勤務先※職歴がない場合は記入不要です。 | 名称 |  | 法人名、事業所名（例：○○支店）まで記入してください。 |
| 所在地 |  | 直近の勤務先（支店等の場合はその場所）について記入してください。 |
| 在職の状況 | □現在在職中□既に退職　（　　　　年　　月退職） | あてはまるものを１つ塗りつぶし、（　）内の年月を記入してください。 |
| 対象奨学金の利用 | 利用状況 | □利用中　□返還中　□全額返還済　□利用していない | あてはまるものを１つ塗りつぶしてください。 |
| 種類※上の「利用状況」欄で、「全額返還済み」又は「利用していない」を選択した場合は、記入不要です。 | □日本学生支援機構第１種奨学金□日本学生支援機構第２種奨学金□熊本県育英資金（大学貸与）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 上の「利用状況」欄で「利用中」又は「返還中」を選択した場合、利用中又は返還中の奨学金の種類について、あてはまるものを塗りつぶしてください。 |
| 利用を希望する支援メニュー | □奨学金支援枠Ⅰ募集要項１（２）「支援メニューごとの要件」及び３「支援メニュー（予定）」をよく確認してください。□奨学金支援枠Ⅱ□ターン応援枠 | あてはまるものを塗りつぶしてください。※奨学金支援枠（Ⅰ及びⅡ)と、熊ターン応援枠の両方を選択することはできません。 |
| 関心のある分野 | □農業，林業　□漁業　□鉱業，採石業，砂利採取業□建設業　□製造業　□電気・ガス・熱供給・水道業□情報通信業　□運輸業，郵便業　□卸売業，小売業□金融業，保険業　□不動産業，物品賃貸業□学術研究，専門・技術サービス業□宿泊業，飲食サービス業□生活関連サービス業，娯楽業□教育，学習支援業　□医療，福祉　□複合サービス事業□サービス業（他に分類されないもの）□その他（　　　　　　　　　　　　） | あてはまるものを塗りつぶしてください。（複数選択可） |
| □ 上記の記載内容に相違ありません。□ 登録後、県が電子メール等で発信する企業情報等を受け取ることに同意します。（申請者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　（記入日）　　　　　　　年　　月　　日※確認、同意いただくことが、登録の要件となります。 | ２つの項目を塗りつぶし（必須）、申請者氏名、記入日を記載してください。 |

募集要項を熟読するとともに、以下の点をご理解のうえ、登録申請してください。

・ 登録申請ができるのはご本人のみです。

・ 2020年度就職者が登録の対象です。（2019年度に就職する方は対象外となります。）

・ 参加企業に就職し、かつ一定の条件を満たしたときに支援を受けられる制度です。

・ 各参加企業が設定する支援メニューの種類及び制度適用人数枠はあらかじめ決まっているため、参加企業に就職しても支援を受けられない場合があります。

・ 各参加企業が設定する支援内容は異なります。また、参加企業への就職時点におけるあなたの奨学金の返還残額（利息分を除く）が、参加企業の設定する金額に満たない場合は、返還残額（利息分を除く）が支援の上限となります。

・ 支援対象となる奨学金は、日本学生支援機構第１種奨学金、日本学生支援機構第２種奨学金、熊本県育英資金（大学貸与）です。（平成30年12月現在）

・ 奨学金返還支援は、あなたが一定期間参加企業で就業を継続し、かつ適切に奨学金を返還していることを確認した後、県から助成金を支給する形で行う予定です。返還そのものを肩代わりするものではないため、日本学生支援機構等への奨学金の返還は、適切に行っていただく必要があります。

・ 参加企業を退職した場合、支援は受けられなくなります。また、参加企業が熊本県内から撤退した場合等、参加企業としての要件を満たさなくなった場合や、県が設置する基金への出捐を行わなかった場合等は、原則として支援は受けられません。